

ビジネスマン必携!

知って得する 著作権

Copyright



ACCS

著作権の概要

新人: この音楽、昨日ダウンロードしたんですよ。

先輩: どこからダウンロードしたの？違法なものじゃないでしょうね。

新人: あー、著作権の話ですか。うっとうしいですよ、著作権。

先輩: あのね。会社に入ると、著作権には細心の注意を払わないといけないの。著作権法で保護されるものを著作物と呼ぶんだけど、音楽や映画や小説はもちろん、パソコンソフトだって、営業のときに使う住宅地図だって、著作物よ。

新人: 地図にも著作権があるということですか。

先輩: そう。勝手にコピーしたり間違った使い方をしたら大変なことになるのよ。

新人: 脅かさなくてくださいよ。

先輩: それに、うちの会社になって著作権があるものもあるし、それを勝手に使われないようにするのも仕事よ。プレゼン資料だって、営業報告書だって著作物だし、あなたが撮った写真だって著作物なのよ。

新人: 素人が撮った写真が？先輩、著作権って何なんですか？



●著作物とは

- ①思想感情を(人が頭や心で考えたり感じたりしたもの)
- ②創作的に(その人の個性が表れているもの)
- ③表現したもの(頭や心の中だけでなく、外に表現されたもの)

が著作物と認められる条件です。

これにあてはまれば原則として著作物であるとされます。

右に例示された著作物に含まれないものでも、①～③の条件を満たせば著作物となります。

例えば、幼児が描いた絵も個性が認められれば、著作物です。

言語の著作物	論文、小説、詩歌、講演など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踏、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなど
美術の著作物	絵画、彫刻、書など
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図、学術的図面、図表など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画など
写真の著作物	写真、グラフィアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

●著作権とは

「作品を作った人がその作品の使い方を決めることができる権利」

作品を公表することも、コピーすることも、公に演奏や上映することも、作品を作った人が自由に決めることができます。

逆に言えば、作品を作った人以外は勝手に作品を使うことはできません。

著作権は、著作物が創作された時点で発生し、どこかの期間に申請や登録する必要はありません。



●著作権の制限

私的使用目的の複製など、許諾なく利用できる場合も

作品を作った人の不利益が小さいと思われる使い方については、一定程度著作権者の権利が制限されています。例えば、私的使用目的の複製や、学校での授業のための複製、引用などで、この規定に該当する場合は、著作権者の許諾なく著作物を利用することができます。ただし、この規定の要件は極めて厳密なので、勝手に拡大して解釈することは許されません。特に、著作物をビジネスで利用する場合、「著作権の制限」に該当するものはほとんどありませんので、注意が必要です。

●著作者と著作権者、著作者人格権と著作財産権

著作権法において、著作者とは、著作物を創作する者であり、この著作者が著作権を取得すると定められています。著作者が取得する著作権には、大きく分けて2つあります。著作者人格権と、財産権としての著作権です。このうち、財産権としての著作権は譲渡することができるので、現在、著作権を持っている人のことを著作権者と呼び、作品を作った著作者とは区別しています。なお、著作物を創作した時点においては、創作者は著作者であり、著作権者でもあります。

	著作権	
	著作者人格権	著作権(財産権)
権利を持つ人	著作者(著作物を創作した人)	著作権者
譲渡	×	○
権利の内容	著作者の名誉や感情を保護	著作者や著作権者の経済的利益を得る機会を保証

先輩：あなたが撮った写真を、誰かが勝手にコピーして売っていたらどう思う？

新人：それは酷いよ。勝手にする、というのはダメだと思う。

先輩：だとしたら、人の著作物を勝手に使うというのは良くないわね。

新人：そうか。勝手にコピーしちゃダメなんだ。ということは、テレビ番組をハードディスクに録るのも本当はダメってことか。

先輩：それは著作権の制限に当てはまるから大丈夫よ。家庭内の限られた範囲で個人的にコピーすることは私的使用目的の複製として例外で認められているの。でも、原則は、勝手にやっちゃダメ、ということね。

新人：ということは、仕事でいちいち使うたびに許諾を取るんですか？

先輩：例えば、ソフトウェアなどには企業向けにライセンス制度があって、何台までのインストールは許されると事前の契約で決めている場合もあるわよ。



著作物のビジネス利用〈ビジネスソフト〉

先輩：そのソフト、勝手に会社のパソコンにインストールしたの？どこから持ってきたの？

新人：自分の家からですけど。

先輩：ダメじゃない。著作物を勝手にコピーしてはダメって説明したばかりでしょ。

新人：でも、ボクが買ったソフトですよ。もちろん、ニセモノじゃなくてホンモノです。自宅と会社の2台のパソコンに入れてもいいんじゃないんですか。

先輩：考えなくてはならないことが3つあるわね。1つは著作権。2つ目は使用許諾契約、3つ目は会社の規則。

新人：著作権はOKですよ。自分で買ったソフトだから。

先輩：逆ね。著作権法ではアウト。ソフト(プログラム)は、CDやDVDのままで通常は使えないから「必要と認められる限度において」パソコンにコピー(インストール)することは認められているけど、2台にインストールすることは違う。それは、例え自宅の2台のパソコンでも同じよ。



●著作権侵害の実例

組織に入り込む違法コピー

企業など組織内に違法コピーが入り込む原因で最も多いのは、1台のパソコンにのみ使うことが許諾されたソフトを複数のパソコンにインストールしてしまう場合です。また、パソコンの入れ替え時にそれまで使っていたソフトを新しいパソコンにインストールし、古いパソコンのソフトを削除しないままというケースもあります。

社内LANのプログラムに各パソコンからアクセス

同一構内の社内LANにおいて著作物を送信することは著作権を侵害する行為ではありませんが、プログラムの著作物については、著作権が及ぶとされています。1本のソフトウェアを社内LANのサーバーに置き、社内各クライアントパソコンで利用することができると、著作権者に大きな経済的不利益が生じるためです。ソフトウェア以外のコンテンツであっても、コンテンツを利用するためのプログラムが含まれている場合もありますので、注意が必要です。

●解説

違法コピーのリスクは重大

違法コピーが発覚すると法的、社会的に極めて深刻な問題になります。ある自治体では2万本以上のソフトが違法にコピーされて使用されていたことが分かり、損害賠償金として、ソフトメーカーに数億円を支払い、数百人の職員が処分を受けたとのこと。これは、あくまで違法にコピーした損害としてであり、これから使用するために新しいソフトを購入しなければなりません。

違法コピーに対しては、企業など組織、組織の代表者、従業員や職員に、著作権法で規定された刑事罰が課せられるほか、損害賠償責任も発生します(p.13参照)。



●著作権侵害を防ぐヒント

遵守が求められる使用許諾契約(ライセンス)

ソフトウェアを利用する際には、通常使用許諾契約(ライセンス)を締結します。これは、ソフトウェアメーカーとユーザーの間で、ソフトの使用条件などを定めた契約のこと。ソフトのインストール時に表示されたり、ヘルプやマニュアルなどに書かれたりしています。これに違反することは許されません。ソフトウェアメーカーによっては、2台以上のパソコンにインストールしてもいい、という場合もありますが、同時に使わない、または1人だけが使う場合といった限定条件が付くのが一般的です。個々のソフトによって内容は異なるので、ソフトを使う前にしっかり確認しておくことが必要です。

〈企業に便利なボリュームライセンス〉

企業の場合、ボリュームライセンスと呼ばれる方式で購入することが多くあります。これは、その会社が必要とする台数分のライセンスを受け、その範囲内でソフトウェアをインストールするという方式です。インストールするために必要となるCDやDVDなどのディスクやマニュアルなどは少数なので、管理がしやすくなります。

企業で求められるソフトウェア管理

違法コピーが発覚すると、法的、社会的に極めて大きいダメージを受けます。そのため、日常的に、ソフトウェア管理を行うことが必要です。ソフトウェア管理の手法は、まず管理台帳を作成し、保有しているライセンス数と、使用ソフト数を確認、記帳、比較し、ライセンスを超えないようにすることが第一歩です。

新人：使用許諾契約やソフトウェア管理のことは分かったけど、このソフトは、自分しか使わないし、同時には使わないから、使用許諾契約でもOKだと思うな。

先輩：仮に使用許諾契約でOKだったとして、会社の規則でダメね。

新人：えー？

先輩：会社にはね、社員が守らなければならないルールがあるの。就業規則もそうだし、ソフトウェア管理規則もそう。会社のパソコンに社員が勝手にソフトをインストールし始めると、ソフトウェア管理がややこしくなり、違法コピーのリスクが高くなるの。それに、ウィルスに感染したり、海賊版(違法コピーされたソフト)がインストールされてしまったりするのも防げないわね。

新人：うーん。

先輩：ウィルスに感染したソフトを会社の中に持ち込むと、ほとんどのパソコンがLANで繋がっているから感染が広がって大変なことになるし、海賊版を業務で使っているととなるとそれぞれ大問題よ。



著作物のビジネス利用〈新聞・雑誌〉

先輩: 何の記事をコピーしているの？

新人: うちの商品が紹介された雑誌記事です。営業先にも見てもらおうと思って。

先輩: 勝手にコピーしちゃ、ダメだったんじゃないの？

新人: でも自社製品の記事ですよ。うちも協力したって聞いているし。

先輩: その記事の著作権者は誰か、考えてみた？

新人: うーん、それは、雑誌社の人か、記事を書いた人・・・。

先輩: だったら、その人、例えば雑誌社から、コピーしていいという
許諾が必要なんじゃないのかな？



●著作権侵害の実例

会議や営業の資料として新聞・雑誌をコピー

企業などで行われがちな違法行為として、新聞や雑誌の記事を会議用や営業用の資料などにコピーすることがあげられます。これらを著作権者である新聞社や雑誌社の許諾なく行えば、原則として著作権侵害となります。自社製品の紹介記事であっても著作権者が雑誌社なら、そのコピーは違法です。

記事をスキャンしてWebに掲載

新聞や雑誌の記事をスキャンしてデジタルデータにした上で、Webサイトに掲載することも企業ではよくあります。しかし、著作権者の許諾なく記事をスキャンすることは複製権の侵害、また、Webサイトに掲載するためにアップロードして送信することは公衆送信権を侵害することになります。雑誌などの記事であれば、社内LANに掲載するためにアップロードして送信することは公衆送信にあたりませんが、スキャンすることについて許諾を受けていなければ複製権の侵害です。

●解説

複数の著作物が混在する編集著作物

雑誌に掲載された記事の原稿を企業の従業員が執筆して、原稿の著作権をその企業が持っている場合であっても、掲載ページをコピーすることは、場合によっては他人の著作権を侵害する可能性があります。

例えば、挿入された写真があれば、その写真の著作権は、撮影したカメラマンが持っているでしょうし、写真やタイトルの配置などページ全体のレイアウトについては、「編集著作物」として雑誌社が著作権を持っている場合があるためです。

著作権は「権利の束」～最も重要な「複製権」

著作権は、複数の権利が集まって構成されているため「権利の束」と言われます。個々の権利には、複製権、公衆送信権、演奏権、上演権などさまざまあり、中でも、著作権を表す「Copyright(コピーライト)」の語源になった複製権は重要です。複製権とは、他人に勝手にコピーされない権利のことで、コピーして使う場合は、原則として著作権者に許諾を得なければなりません。

●著作権侵害を防ぐヒント

包括契約で著作権をクリア～社団法人日本複写権センター

新聞や雑誌をコピーするには、個別に著作権者に許諾を得るのが原則ですが、コピーするたびに許諾を求めるのは煩雑で現実的ではありません。そこで、社団法人日本複写権センター (<http://www.jrrc.or.jp>)と契約することで、包括的な利用許諾が得られる仕組みが整えられています。なお、コピーの対象は、小部分・少数に限られます。ただし、日本複写権センターに加盟していない新聞社や雑誌社もあるので、これらについては個別に許諾を得る必要があります。

許諾なく利用できる「引用」の要件

他者の著作物をコピーする際には許諾を得るのが原則ですが、「引用」と認められれば、許諾なく使うことができます。「引用」と認められるためには、①引用する著作物が既に公表されたものであること、②著作物を引用する必然性があること、③引用部分が明瞭に区別されていること、④引用する側が主で引用される側が従の関係であること、⑤出典を明示することが必要です。

著作権の対象とならない著作物も

憲法などの法令、行政機関の訓辞や訓令、通達、裁判所の判決や決定と、これらの翻訳物、編集物で国や地方公共団体などが作成するものは、著作物ではあるものの、著作権の保護の対象とならないため、許諾なく利用できます。また、著作者の死後50年(映画の著作物は公表後70年)を過ぎた著作物は、ほとんどの場合、保護期間が終わっており、内容を変えない限り、原則として自由に利用できます。

新人: ということは、まず確認するのは、うちの会社が日本複写権センターと契約しているかどうか、ですね。実際、契約しているんですか？

先輩: ええ。その点は大丈夫。

新人: そうしたら、次は、この雑誌社が日本複写権センターに加盟しているかどうか。

先輩: そう。その通り。

新人: どうなのでしょう？

先輩: それは自分で調べてみて。Webサイト(<http://www.jrrc.or.jp>)で簡単に調べられるわよ。

新人: なるほど。これで安心して営業資料を作ることができます。

先輩: 便利な制度でしょ。でも、意外にみんな知らずにコピーしていることが多い。機会があったら、みんなにも教えてあげてね。



著作物のビジネス利用〈映像・写真・音楽・Web〉

新人: 今度の企画会議用のプレゼンシート作ったんで、見てもらえませんか。

先輩: いいわよ。あれ?この写真、自分で撮ったの?

新人: いえ。Webにあったのをコピー&ペーストしました。

先輩: それって違法コピーよ。

新人: でも、ここには、どうしても写真を入れたいんです。

先輩: それなら、この写真の著作権者に連絡して許諾を得ると。そうでなければ、自分で撮ったらどう?

新人: 自分で撮ったら、こんなにきれいには撮れないです。

先輩: つまり、プロのカメラマンの技術と工夫を認めるのね。だったら、その技術と工夫の結果である著作物を勝手にタダで使うというのは、ワガママなんじゃないのかな。



●著作権侵害の実例

自社コンテンツに他者の素材を流用

自社のパンフレットや営業ツール・Webサイトに、他のWebサイトなどから勝手に写真を利用することは、ほとんどの場合、著作権侵害に当たります。社内だけで使う企画書やプレゼンシートに利用する場合も同様。どうしても、その写真を利用したい場合は、著作権者に連絡を取り許諾を得る必要があります。映画やテレビ番組は、映像としてはもちろん、その映像から1シーンを切り出した写真も著作物の複製物ですので、勝手に使うことはできません。

契約範囲の逸脱

パンフレット用として許諾を受けた写真を、Webサイトに利用する場合は、著作権者であるカメラマンなどの契約を確認する必要があります。もし、契約が、パンフレットだけの複製に関する許諾に限定されている場合、改めてWeb掲載のための許諾を得る必要があります。

●解説

写真に写り込んだ著作物 ～複製権侵害の可能性も

撮影した写真に、他の著作物が写り込んでいないか、よく確認することも必要です。写真の背景に他の写真や絵画などの著作物が写り込んでいる場合、写り込んだ著作物の複製権を侵害することになる場合があります。

肖像権 ～人物写真の被写体にも許諾が必要

写真をパンフレットやWebサイトに掲載する場合、その写真を撮影した著作権者の許諾が必要なのはもちろん、人物が写っている場合には肖像権にも配慮が必要です。被写体となった人物には肖像権があり、その人物に撮影の許可と公表の許可を得ておく必要があります。また、タレントやスポーツ選手など著名人の場合、その肖像が財産的な価値を持つことから、パブリシティ権という権利が認められる場合があります。無断で著名人の肖像を利用すると大きな問題になります。



●著作権侵害を防ぐヒント

二次的著作物 ～原作の著作権者からの許諾も必要

原作に基づいて製作された映画やアニメなどは、その作品そのものが著作物であるのはもちろん、原作となった小説や漫画も著作物です。このような映画やアニメを二次的著作物と呼び、これらを利用する場合は、映画などの製作者だけでなく、原作の著作権者にも許諾を得る必要があります。これは、海外の作品を翻訳した作品の場合も同様です。

音楽の著作物 ～許諾を得るには管理事業者を利用申請

音楽については、作曲家と作詞家、または音楽出版社などが著作権を持っています。多くの場合、音楽の著作権者は、著作権の管理を事業者に委託しています。そのため、音楽を利用しようとする場合、音楽著作権の管理事業者を利用の申請を行い許諾を得るのが一般的です。管理事業者としては一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)が有名ですが、ほかにも複数の事業者があります。なお、管理事業者が管理していない音楽を利用する場合は、直接、著作権者から許諾を得なければなりません。

著作隣接権 ～音楽はレコード会社などへの許諾も必要

音楽の著作権者は前述の通りですが、CDなどに収録された音楽の場合、演奏者やレコード会社には、著作権とは別に著作隣接権があります。そのため、CDに収録された音楽の音源をそのまま利用するためには、著作隣接権を持つ人たちにも許諾を得る必要があります。

新人：音楽を使いたいときは、JASRACなどのサイトで調べてみればいいんですね。

先輩：そう。日本の曲なら料金体系が決まっているものがほとんどだから、用途と数量から、利用料金はすぐに分かるの。申請すれば、許諾番号が送られてきて、振込用紙を送ってくれるし、対応は早いよ。

新人：でも、CDの音源をそのまま使うとダメなんですね。レコード会社の許諾がないと。

先輩：自分で演奏すればいいのよ。その場合は、著作隣接権者は自分だから自由に使えるわね。ところで、写真の方は、どうなの？

新人：やっぱり、自分ではうまく撮れないんです。

先輩：有償や無償で写真素材を提供しているWebサイトがあるわよ。そこの写真を使えば問題ないと思うけど。もちろん、使用条件は確認してね。

新人：いわゆる著作権フリーですね？

先輩：ほとんどの場合は著作権フリーじゃなくて、著作権はあるけど料金がフリー。著作権料フリーと言わないと誤解を招くわね。



著作物のビジネス利用〈住宅地図帳〉

先輩：あら、また何かコピーしてる。今度は分厚いわね。

新人：見つかったちゃった。

先輩：その反応は、違法コピーなのかな？

新人：住宅地図なんですけど。

先輩：勝手にやったら、違法コピーになるんじゃないかって。地図も著作物だって最初に説明したわよね。

新人：いや、今度の花見の場所を案内するために、部署内の人に配布するんです。

先輩：でも、コピーはコピーね。許諾は取ってないでしょ？

新人：住宅地図って、必要なのはたいてい1ページだけだし、ちょっとぐらい、いいんじゃないかと思ったんですけど。

先輩：でも、あなたがお花見用にコピーした地図は1ページだけかも知れないけど、営業先の場所を確認するためにコピーする人が大勢いたら、どうなる？

新人：うーん、コピーされるページ数は、何百枚かになるかも・・・。

先輩：そうでしょう？1人がちょっとだけとっと思っていても、結果として、コピーはどんどんされてしまうの。



●著作権侵害の実例

配送業務や工事チラシのためのコピー

住宅地図の著作権を侵害している典型的なケースとして、配送業務のため地域別に住宅地図をコピーして配達員に配布するという行為があります。また、工事の告知チラシを作るのに住宅地図をコピーして近隣住民に配布したり、社内会議の資料として住宅地図をコピーして配布・回覧したりすることも多く行われています。このような使い方のためのコピーは、許諾を得ていなければいずれも違法です。

官公署に提出する許認可申請/届出書類にコピーを添付

住宅地図を、官公署に提出する各種許認可申請書類、届出書類*に添付するためにコピーする場合があります。また、不動産鑑定や土壌汚染調査の報告書に添付するために住宅地図をコピーする行為も、よく見られますが、もちろん、許諾を得ずに行うコピーは、著作権を侵害する行為になります。

※「自動車保管場所証明申請書」「風俗営業許可申請書」「建築確認申請書」「道路使用・占有許可申請書」等



●解説

図書館におけるコピー ～調査研究目的以外での利用は違法

住宅地図の一部を図書館でコピーすることがよく行われていますが、前述したような業務目的で行うコピーは著作権侵害となります。

著作権法では、図書館でコピーする場合は厳密な条件の下、著作権を制限し、著作権者の許諾なくコピーすることができます。この条件とは、利用者の求めに応じて、利用者の調査研究用に、公表された著作物の一部分を、利用者1人について1部提供するために、図書館がコピーする場合です。

つまり、住宅地図を図書館で利用者の調査研究目的以外や、大量にコピーすることは、著作権侵害です。

●著作権侵害を防ぐヒント

住宅地図をコピーするための複製許諾制度

住宅地図メーカーは、ユーザーの要望を踏まえ、以下の場合に分けてコピーのためのライセンスを用意しています。

- ①住宅地図をコピーして、その住宅地図を所有する部署内で利用する場合(内部利用)
 - ②住宅地図を所有する部署外や社外に配布する場合(配布利用)
 - ③Webサイトや社内LANで閲覧利用する場合(ネット利用)
 - ④住宅地図をコピーして、製本・冊子・ファイリングなど束ねた状態で利用する場合(製本・冊子)
- 利用料は、地図のカット数、枚数、サイズ等に応じて設定されています。

また、官公署への許認可申請や届出書類に添付する場合には、1申請あたりの利用料となっています。住宅地図をコピーして利用する場合は、住宅地図メーカーに申請してください。

新人: ボクがコピーした地図なんですけど、住宅地図のメーカーに問い合わせしてみたんです。

先輩: どうだった？

新人: 電話をして、利用目的とコピー枚数を伝えたら、概算で利用料を教えてくださいました。

先輩: それで？

新人: 課長に相談したら、決裁書を書くように言われたので、提出しました。実のところ、少額なんですけどね。

先輩: 企業にコンプライアンス(法令遵守)は必須だからね。
それで許諾は得られたの？

新人: はい。Webサイトにあった書式をダウンロードして必要事項を書き込んで申請したら、結果通知書と許諾番号が送られてきました。それを地図に表示したらOKだそうです。

先輩: これでコピーを配布できるわね。

新人: はい。



著作物のビジネス利用〈デジタル地図〉

新人: 住宅地図には、パソコンで使える電子製品もあるんですよ。知ってました？

先輩: もちろん。

新人: これ、便利ですよ。重い住宅地図をコピー機でコピーしなくても、パソコンから簡単に印刷できるんですよ。

先輩: その場合でも、コピーはコピーだからね。

新人: 分かってますよ。印刷物を配ったりするときは、ちゃんと許諾申請しているんですよ。

先輩: あら、ずいぶんと成長したわね。

新人: そりゃ、もう、先輩に鍛えられましたから。



●著作権侵害の実例

パソコン用住宅地図ソフトから印刷して顧客に渡す

パソコンで使う住宅地図ソフトからプリントアウトした出力物を、許諾なく配布することは、著作権の侵害です。この例としてよく見られるのは、不動産屋の窓口で、物件の場所を示すために地図をプリントアウトして顧客に渡す、という行為があります。不動産業に限らず、同様の行為は違法です。

ネット上の住宅地図閲覧サービスから地図画像をキャプチャ

インターネット上の住宅地図閲覧サービスなど、パソコンで住宅地図を利用する場合、プリントアウトだけでなく画面キャプチャすることも可能です。画面キャプチャもコピーです。Webサイトに載せることや、社内サーバに保存することを目的としてコピーすることは、許諾がない場合は違法です。

カーナビソフトをコピーしてネットオークションに出品

カーナビゲーションシステムで利用するための地図ソフトをコピーして、インターネットオークションなどに出品することは、違法です。自らがコピーしていなくても、違法コピー（海賊版）と知って出品することも著作権侵害です。カーナビソフトの違法コピーの販売が、警察によって摘発される事件も頻発しています。

インターネットの無料地図をプリントアウトして業務用に配布

インターネットの検索サイトなどポータルサイトで提供されている無料の地図データの利用については、地図サービスの利用規約に従う必要があります。

インターネットの無料地図は、一般的に、私的使用目的でのコピーは認められていますが、業務でコピーすることについては私的使用の範囲外となることに加え、多くの場合、利用規約でも認められていませんので許諾が必要です。

●著作権侵害を防ぐヒント

デジタル住宅地図製品をコピー利用するための複製許諾制度

住宅地図メーカーは、住宅地図帳と同様、パソコン用ソフトやネット上の閲覧サービスなどからのコピー利用に関して、ライセンスを設けています。住宅地図帳と異なるのは、製品の使用規定などであらかじめメーカーが一部の利用方法を許諾している場合がある点です。

デジタル住宅地図製品をコピーして利用する場合にも、きちんと使用規定を確認し、住宅地図メーカーに申請してください。



新人: 結構やりがちなことばかりですけど、気をつけておかないといけませんね。

先輩: 住宅地図はね、個人宅の名前や家の形まで詳細に書かれているでしょ。

新人: そう。あれは凄いですよね。

先輩: あれを作るためには、大勢の人が実際に歩いて、綿密な調査を行っているの。

新人: ホントですか。

先輩: もの凄いな労力を掛けて作られているものだから、やっぱり勝手にタダで使うというのはダメだと思うのね。法律で禁じられているのは、もちろんだけど。

新人: 本当にそうですね。写真もそうだけど、やっぱりプロの仕事にはきちんと許諾を得る、という姿勢が大事ですね。

先輩: お、分かってきたようね。

新人: だから、もう著作権のことは分かってますって。

先輩: じゃあ、これからは、みんなに教えて広めていってね。

著作権侵害のリスク

新人: 今日の新聞に、著作権侵害で逮捕されたって記事が出てました。

先輩: 個人が、Winny だったか Share だったかファイル共有ソフトに、無断でアップロードしていた事件ね。

新人: 気をつけてみると、著作権侵害事件のニュースをよく見かけます。

先輩: そうね。著作権侵害は結構、刑は重いのにね。



著作権侵害に対しては、刑事罰と民事責任が問われる

企業などの従業員が業務の中で違法コピーを行うと、刑事罰と民事賠償請求の対象になります。違法コピーを行った従業員だけでなく、企業そのものも刑事罰の対象です。

	刑事罰(著作権法)	民事責任
企業など	3億円以下の罰金	・組織の意向による違法コピーに対する損害賠償責任 ・上司が知らないところで行われた違法コピーに対する損害賠償責任
代表者	10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金(またはこれらの併科)	・代表者が積極的に関与した違法コピーに対する損害賠償責任 ・代表者が従業員の行う違法コピーを放置したことに対する損害賠償責任
従業員	10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金(またはこれらの併科)	・従業員が自分の判断で行った違法コピーに対する損害賠償責任

社会的信用の失墜、株主代表訴訟などのリスクも

違法コピーで刑事罰や民事責任を問われると、企業の社会的信用は失墜します。取引に影響することや、金融機関との与信低下などもあるでしょう。企業が支払った罰金、損害賠償金、和解金に関して代表者に対する株主代表訴訟などが提起される可能性もあります。著作権侵害をはじめとする知的財産権に関する訴訟などの法的リスクについては、株式公開(上場)の際には、「上場申請のための有価証券報告書」など、上場後には「中間決算短信」、「決算報告書」、「有価証券報告書」などにおいて、株主に対し開示・報告する義務が定められています。

先輩: 違法コピーで民事責任が問われて和解金を支払うケースが年間何十件もあるんだけど、1件あたりの和解金は1,000万円を超えているの。

新人: ソフトを買うお金をケチったんでしょうか。

先輩: ソフトにしても地図や写真にしても、デジタルのものは簡単にコピーできるでしょ。でも、その代償は、とてつもなく大きなものになる。だから、一人一人が気をつけないとね。



先輩: 著作権法を守らなければならない理由、分かる？

新人: それは、法律だから。刑罰もあるし。損害賠償やらでコンプライアンス的にも無理ですよ。

先輩: そうね。じゃあ、ビジネスから離れて、著作権法を守らなければならない理由って何だと思う？

新人: うーん。ヒントください。

先輩: 例えば、あるソフトメーカーのソフトが、ほとんどが違法コピーされているとしたら、どういうことが起こる？

新人: そのソフトメーカーは、売上がなくなってしまいます。

先輩: そう。そのソフトメーカーは、開発資金を回収できないだけでなく、社員にお給料も払えなくなるわね。そうすると、新しいソフトどころか、バージョンアップも開発できないかも知れない。

新人: それは、困りますね。

先輩: それに、粗悪な偽物が出回ると、そのソフトあるいは企業の評判は悪くなるばかり。そんな状況が、ソフトや音楽やゲームや映画や地図や、さまざまなジャンルで、大規模に発生しているのが現代なの。

新人: 言われてみると、最近、海外で日本の著作物がコピーされたり偽物が出回っている、という話をよく聞きますね。

先輩: そう。これについては、個々の企業で対策を講じるのは難しいから、国を挙げて取り組んでいるのよ。アニメや映画、マンガ、音楽などは、日本にとって重要な産業だもの。「ものづくり」から「コンテンツづくり」って言われてるでしょ。

新人: その大事なコンテンツが海外でコピーされ放題だと、日本の経済にも悪影響ですね。

先輩: 状況を変えていくために一番大事なのは、一人一人が知識を持って、著作権を守るという姿勢。他人の著作権を侵害しないことはもちろんだけど、クリエイティブな仕事をするなら、自分の著作権を守る、という立場で考えることも重要なことなのよ。



「著作権ホットライン」

著作権に関する質問にお答えします。

03-5976-5178

「ソフトウェア管理のすすめ」

ソフトウェア管理の各種マニュアルがダウンロードできます

<http://www2.accsjp.or.jp/sam/>

「不正コピー情報受付」

不正コピーなど、違法なものを見つけたら、情報をお寄せください。

<http://www2.accsjp.or.jp/piracy/>

0120-765-175



ACCS

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)

<http://www2.accsjp.or.jp/>

〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5F
TEL. 03-5976-5175 FAX. 03-5976-5177 平日 9:30 ~ 17:30

◎本リーフレットは、Webからダウンロードできます

<http://www2.accsjp.or.jp/books/pdf/business.pdf>